

## 上越市中心市街地における 空き店舗利用促進補助金 募集要領

街なかのにぎわい創出と雇用の促進を図るため、中心市街地の区域内の空き店舗を活用した商業施設等の出店を行う個人・法人等に改装費や人件費の一部を予算の範囲内で支援するもの。

補助対象となる区域...

- ・高田地区：本町 3・4・5 丁目の各商店街
- ・直江津地区：駅前、中央、西部、五智（一部）、四ツ屋・旭の各商店街

商業施設とは...

- ・物販、飲食やサービスの提供等を行う不特定多数の市民が利用する施設で、裏面の商業施設に該当するもの

公益施設とは...

- ・営利を目的とせず、不特定多数の市民が利用する施設  
（例）少子・高齢化や教育・文化等に該当する公益性の高いもの

補助額

改装費の補助<sup>1</sup>

（照明や空調等の内装、出入口や固定看板等の外観、給排水工事や電気工事等）

区分		補助金の額	限度額
商業施設 <sup>2</sup> 公益施設	1階店舗	改装費の合計額に2分の1を乗じて得た額	100万円
	2階等店舗	改装費の合計額に4分の1を乗じて得た額	50万円
大型商業施設 <sup>3</sup>	1階店舗	改装費の合計額に4分の1を乗じて得た額	50万円
	2階等店舗		

1 中心市街地同区域内の店舗移転や過去に営業していた同店舗における業種の変更、改装ではないこと。

2 大型商業施設を除く

3 店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>超

人件費の補助

（及びは公共職業安定所の紹介による失業者の雇用に限る）

\* 1店舗について限度額は60万円

失業者の雇用でかつ有期雇用の場合 ..... 1人につき10万円

失業者の雇用でかつ期間の定めのない雇用の場合 ... 1人につき30万円

現在有期雇用契約により雇用されている人を期間の定めのない雇用に

変更する場合 ..... 1人につき30万円

申込み多数の場合は、補助額が申請どおりにならない場合がありますので、ご了承ください。

## 補助を受けるための条件

### 商業施設

- ・1週間に5日以上営業すること
- ・営業日では午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業すること
- ・風俗業やパチンコ店、貸金業等の未成年者が入店できない施設は対象外

### 人件費

- ・市内に住所を有すること(開業までに市内に住所を有することとなる人を含む)
- ・業務に従事する時間が1週間に30時間以上であること
- ・雇用保険に加入すること
- ・新店舗における労働者の雇用の日前6ヶ月以内に事業者の都合による解雇、または労働者派遣契約の解除をしていないこと
- ・3年以内に労働基準法やその他の労働関係法令に違反したことがないこと
- ・表面の「人件費の補助」で の場合は契約期間内、及び の場合は雇用日から6ヶ月を経過するまでの間、事業者の都合による解雇や契約解除を行わないこと。

### 改装費

- ・見積りを2以上の施工業者から徴すること(原則、市内業者を選定すること)

### その他

- ・市町村民税を完納していること
- ・他の補助金との併用は不可
- ・出店日から起算して3年を経過する日までの間、閉鎖及び閉店しないこと
- ・商店街振興組合等に参加すること
- ・街のにぎわいの向上に資する市の施策等に協力するよう努めること。

交付申請：補助金の交付を受けるには、事業着手前(改装工事の着工前)に交付申請を行い、補助金の交付決定を受ける必要があります。

申請受付：平成27年4月1日(水)から受付開始。なお、予算額に達した段階で受付を終了します

補助対象となる事業期間：平成28年3月31日までに工事完了するもの

申請先：市産業振興課 商業・中心市街地活性化推進室

事業交付決定：随時行います 必要に応じ審査会を実施

採択(審査)のポイント

中心市街地活性化への効果：にぎわいに結び付くものか

まちなかに必要な機能か：住む人や来街者の利便の向上につながるか

事業の継続性・確実性：収支計画やこれまでの経験等

地域との連携、地元への貢献：地元商店街等との連携の意欲や改装工事に当たり

市内業者を選定しているか等

事業実施に当たっての意欲等

補助金の交付時期：交付確定後(改装工事終了後に市に提出された実績報告の確認後に確定)に交付する。

交付申請書類等：市ホームページ(<http://www.city.joetsu.niigata.jp/>)に掲載

空き店舗情報：(株)まちづくり上越(TEL521-0806)、高田本町まちづくり(株)(TEL522-3415)へ問合せ又は上越商工会議所ホームページ(<http://akitenpo.honcho.jp/>)に掲載

お問い合わせ先

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

上越市 産業観光部 産業振興課 商業・中心市街地活性化推進室

T E L : 025-526-5111(内線 1826・1827) F A X : 025-526-6113

E-mail : [chukatsu@city.joetsu.lg.jp](mailto:chukatsu@city.joetsu.lg.jp)